

平成25年度経営計画の評価

山形県信用保証協会は、中小企業者の信用力を補完し、満足度を高め、地域経済の発展に寄与するよう取り組みを進めています。平成25年度経営計画に対する実施評価を以下の通り公表します。

1 業務環境

(1) 地域経済及び中小企業の動向

平成25年度のわが国経済は、長引くデフレからの早期脱却と経済再生を図るため、政府がいわゆるアベノミクスを強力に推進してきた効果もあり、景気は全体として緩やかに回復しつつありますが、地域や業種によりばらつきが見られました。

県内経済についても、年度当初の下げ止まりから持ち直し、緩やかな回復基調で推移してきています。個人消費は大型小売店舗販売、乗用車販売ともに前年を上回る等底堅く推移し、住宅建設も前年の水準を上回り、公共工事でも増加傾向が続いています。雇用情勢は、有効求人倍率が年度後半から1.00倍を上回る高い水準で推移し、着実に改善しており、生産面でも総じて持ち直し傾向にあるものの、中小企業・小規模事業者にとって、その実感は必ずしも十分に浸透しているとは言えない状況です。

(2) 県内中小企業向け融資の動向及び設備投資動向

政府によるアベノミクス推進による景気回復も、地域や業種によりばらつきが見られ、必ずしも充分とは言い難く、県内中小企業向け貸出は総体的に低調でした。このような中であって、設備投資は、木材・家具の新工場建設や太陽光発電設備の導入など、年度後半にかけて一部に増加の兆しが見られました。しかしながら、全体として見れば、その内容は、既存設備の補修・更新が主体でした。

(3) 県内中小企業の資金繰り状況

中小企業の資金繰りは、中小企業金融円滑化法(以下「円滑化法」という)終了後も、借換保証や既往借入の返済条件変更の柔軟な対応により落ち着きを見せており、企業倒産も、件数、負債総額ともに前年度を上回ったものの、平成23年度を底に依然低水準で推移しています。(件数前年度比121.3%、負債総額同144.6%)

2 事業概況

保証承諾は、「政策保証推進キャンペーン」を実施し、経営力強化保証等の利用拡大を図った結果、前年度より減少したものの、1,313億8百万円(前年度比96.9%)と前年度に引き続き東北では最多の実績となりました。

保証債務残高は、前年度に比べ減少し、3,948億73百万円(前年度比96.9%)と4,000億円を割り込んだものの、政策保証の取り扱い、条件変更への柔軟な対応等により依然として高い水準を維持しています。

一方、代位弁済は、前年度を上回ったものの、円滑化法から引き続き金融支援の効果により低水準で推移し、44億29百万円(前年度比118.1%)と計画額を下回りました。また、代位弁済につながる延滞残高は、前年度を上回り、38億85百万円(前年度比118.2%)となりました。

求償権回収については、担保・第三者保証人のない求償権の増加により前年度を下回ったものの、12億1百万円(前年度比97.1%)と計画額を上回りました。

平成25年度の保証承諾等の主要業務数値は、以下の通りです。

(単位:百万円)

項目	金額	計画	計画達成率
保証承諾	131,308(96.9%)	135,000	97.3%
保証債務残高	394,873(96.9%)	405,000	97.5%
代位弁済	4,429(118.1%)	6,000	73.8%
回収	1,201(97.1%)	1,000	120.1%

* ()内の数値は前年比を示す。

3 決算概要

平成25年度の決算概要(収支計算書)は、以下の通りです。

(単位:百万円)

経常収入	4,189
経常支出	2,911
経常収支差額	1,277
経常外収入	6,217
経常外支出	6,603
経常外収支差額	-387
制度改革促進基金取崩額	95
当期収支差額	986

収入(経常収入+経常外収入)は、104億5百万円で、計画比90.6%(前年度比102.2%)となりました。支出(経常支出+経常外支出)は、年度経営計画に基づき業務の適正な運営と経営の効率化に努めたことにより、95億15百万円で、計画比84.5%(前年度比107.8%)となりました。この結果、経常収入と経常支出の差額は12億77百万円となり、経常収支率は69.5%となりました。

経常収入については、保証承諾・保証債務平均残高の減少に伴う保証料収入の減少、責任共有対象制度の代位弁済が減少したことによる責任共有負担金の減少等により前年度を下回りました(前年度比95.4%)。

一方、経常支出については、全般的な業務執行の効率化を図り経費の適正執行に努めましたが、平成23年度からの保険料率0.1%引き上げとなった影響等から、前年度を若干上回りました(前年度比100.7%)。

最終的な当期収支差額は、経理基準に基づく制度改革促進基金取崩額を加え、9億86百万円(前年度比70.2%)となり、計画額2億22百万円を大幅に上回る結果となりました。

4 重点課題への取り組み状況

平成25年度の重点課題として掲げた項目への取り組み状況については、以下のとおりです。

(1) 円滑化法終了後における支援体制の継続及び政策保証をはじめとする保証利用の推進

経営改善の進まない企業等に対し、引き続き条件変更等返済緩和に柔軟に対応するとともに、「政策保証推進キャンペーン」を展開し、国が推進する政策保証を積極的に活用し、保証利用の拡大を図り、中小企業者の資金繰り支援を行いました。本キャンペーンの実施に当たっては、積極的な広報に努めた結果、キャンペーン期間中の対象制度の実績は前年比144.1%と伸張しました。また、施策に基づきエネルギー対策保証、海外投資関係保証、特定信用状関連保証等に取り組み、中小企業の資金ニーズの多様化に対応しました。

保証利用企業数増加のため、完済者リストを活用した完済後利用がない企業に対する再利用の促進、新規保証推進キャンペーンの継続実施、新たに作成した創業サポートガイドブックの活用にも努めました。しかしながら、保証利用企業数の減少に歯止めがかからず、計画達成には至りませんでした。

＜参考＞	条件変更(返済緩和)債務残高	3,968件	472億13百万円(前年度比107.3%)
	借換保証	928件	189億47百万円(前年度比101.9%)
	保証利用企業者数	15,289企業	(前年度比295企業減少)
	新規利用企業者数	674企業	(計画比74.9%、前年度比42企業増)

(2) 信用補完制度改革の推進

商業手形割引・電子記録債権保証や中小企業会計割引制度の改正について、説明会等により周知を図り円滑な導入に努めました。また、新たに創設された支援創業関連保証、事業再生計画実施関連(改善サポート)保証及び経営者保証ガイドライン対応保証について、説明会を開催するなどして周知徹底を図りました。

実地及び面談による調査については、計画900企業に対し730企業の実績と計画達成には至りませんでした。企業実態の的確な把握に努め、担当者の目利き能力向上を図り、「顔の見える協会」の定着を目指し取り組みました。

(3) 業務改善による利便性の向上と業務の効率化

法人企業審査取扱要領・実地面接調査要領等を活用し、保証審査の更なる充実と審査の迅速化に努めました。

信用保証に関する理解を深めるツールとして、懇談会や研修会等において活用している信用保証ガイドブックの見直しを行いました。また、創業サポートガイドブックを活用し、創業者への的確なアドバイスを行うとともに、創業者に対するサポート体制を整備しました。

(4) 創業支援・経営支援・事業再生支援に対する支援体制の定着と継続的な取り組み

円滑化法終了を踏まえ、保証協会が事務局となって構築した「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」を計2回開催し、構成員24機関(県内商工団体、外部専門家、地域金融機関等)を対象に、中小企業支援施策の情報共有化を図るとともに、改善計画作成の手法等に関するスキルアップを図りました。

「経営サポート会議」については8企業に対し計11回開催し、個別の中小企業・小規模事業者の支援の方向性を検討するとともに、山形県中小企業診断協会と共催した無料経営相談会に、保証協会の中小企業診断士を派遣し、県内4ヶ所で計5回開催し、県・商工会議所・商工会を中心に強化した創業支援体制についても、金融面からのサポートについて当協会も連携し積極的に関わりました。また、山形大学国際事業化研究センターが実施する「産学金連携コーディネータ研修」に受講生を派遣し、山形大学、山形県企業振興公社と当協会の情報共有に努めるとともに、三者間の連携方策のあり方について検討を行いました。

経営支援の拡充と企業のランクアップのため、山形県企業振興公社が実施する専門家派遣事業を紹介・斡旋するとともに、企業が負担する費用に対する補助を行いました(補助企業29件、前年度比8件増加)。また、経営支援の更なる拡充を図るため、山形県中小企業診断協会と「専門家派遣にかかる協定書」を新たに締結し、中小企業診断士を企業に派遣し、費用の全額を協会が補助する独自の事業を新たに立ち上げ、15企業に対して支援を行いました。さらに、国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の推進を図るため、協会独自の補助制度として、経営改善が必要な企業の負担軽減を図り、企業が取り組み易いよう追加支援制度を創設し、21企業の費用補助申請がありました。

創業関連の保証利用先359企業(前年度比12企業増)に対して、経営の現状についてのアンケート調査を実施し(回答114企業)、経営支援を希望する企業に対し面談を行い、専門家派遣事業を斡旋しました。

(5)保証債務管理体制の拡充及び延滞・事故案件に対する取り組み強化による代位弁済の適正化

大口保証債務について定量・定性的なリスク分析・管理を行うために、期中管理事務処理手引及び大口保証先の業況照会取扱要領の整備を図り、該当する1,616企業について、金融機関及び営業部・各支店に照会し、業況調査を実施しました。

延滞・事故案件については、毎月、所定のリストを金融機関と営業部・各支店に送付して早期管理に着手し、調整見直しに関する年3回の書面照会と年2回のヒアリングを通じて、営業部・各支店と連携して調整に努め、条件変更による元金据置企業に対する調査を行い、状況把握に努めた結果、事故率及び延滞率は計画値を大きく下回りました。

<参考> 事故率 0.93%(計画 1.90%) 延滞率 0.41%(計画 1.50%)

(6)回収の合理化・効率化

求償権管理事務の合理化を推進するため、管理実益のない求償権について173件の管理事務停止、289件の求償権整理を行うとともに、オンラインシステムの回収支援業務の積極的な活用により、督促・交渉の継続性維持、交渉ポイントの整理等を図りました。

回収業務に係る課題・問題点等について、協会サービサーと定期的な回収担当者会議を行い、効率的な回収と回収の最大化に努めた結果、協会サービサー回収額は、計画額を2百万円下回ったものの3億98百万円の実績となりました。

求償権分類については、回収見込み等をコード化し、個別積み上げ方式としたシステムに改正したことにより、実態に則した回収見込みの把握を行うことができました。また、主債務者破産にかかる時効管理に係るサブシステムについても、正確な抽出がなされ適切な対応が可能となっています。加えて、登記事項証明書のオンライン申請システム(登記ねっと)の活用により、経費の削減が図られ、適時・適切なタイミングでの調査が可能となったことにより、求償権の実態把握・回収促進について一層の効率化が図られました。

(7)運営規律の強化、経営基盤の確立等

常勤理事会議を9回開催し、経営方針をはじめとする重要案件について協議を行い、意思決定の透明性の確保に努めました。

コンプライアンス態勢については、3回開催したコンプライアンス委員会を主体に、各部署単位での研修の継続実施、次年度コンプライアンス・プログラムの策定等に取り組みました。また、「災害・インフルエンザ等発生時における具体的対応」を制定するとともに、各支店で

の防災訓練の実施、緊急物資の備蓄等、非常時の備えを充実させ、危機・リスク管理体制を強化しました。

個人情報保護管理については、改めて個人情報保護法の遵守と徹底を全職員に意識付けるため、外部講師による研修会を実施しました。また、個人情報管理場所の施錠設備の整備を行い、その後に総務企画課にて各支店を巡回し、適正に管理されているか状況を確認する等、個人情報の管理徹底に取り組みました。

監査計画に基づき監事が行う監査の実施に当たっては、業務運営及び財務・会計の適正を確保するため、監事監査規程で定める業務監査及び会計監査を実施したほか、監事会運営規程に基づく監事会を3回開催しました。加えて、内部監査については、事前通知無しや就業時間外の監査を実施する等、監査手法・内容の見直し・充実を図り、より一層の適正な事務処理確保に努めました。

資金運用に当たっては、安全性を最優先としつつ、定期預金と金利動向を注視した有価証券購入による収益の確保に努め、人件費、事務経費等の業務費についても、適正な執行により収支の健全化に努めました。

また、反社会的勢力による保証利用を未然に防止するため、新聞報道等の情報を主体に反社関係者のデータベースを構築しました。

(8) 金融と経営支援の一体的取り組みの推進及び持続可能な信用補完制度構築のための制度見直しへの的確な対応

金融と経営支援の一体的取り組みの推進に当たり、事務局として「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」を円滑に運営するため、経営支援室を中心に本部各部署が連携して取り組みました。

信用補完制度の理解を高めて一層の利用促進を図るため、機関誌・PR資料・ホームページ等による広報に加え、プレスリリースを積極的に活用する(7回実施)とともに、昨年度に引き続き、協会利用のお客様に対してチラシを配付し、「顔の見える協会」の周知に努めました。さらに、「政策保証推進キャンペーン」や「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」の概要等について、新聞や各種広報物に広告を掲載し、中小企業者や関係機関に対し広く周知を図りました。

信用補完制度の見直しへの対応や金融と経営支援の一体的取り組みの推進のため、全国信用保証協会連合会主催の説明会に参加するとともに、連合会役職員を講師に招き、信用補完制度を巡る諸情勢の理解を深める等、必要な知識の習得に努めました。

目利き能力の向上や職員の資質を高めるため、組織として中小企業診断士の資格取得を引き続き推進するとともに(平成25年度末、有資格者9名)、各部署単位でのOJT研修を継続的に行い、職務遂行能力の向上と人材の育成を図りました。

また、外部主催の各種研修に積極的に参加するとともに、研修参加者による内部報告会を実施し、相互理解を図り研鑽に努めました。

(9) 中期事業計画等の検証・評価

MPT(経営計画推進チーム)を中心に、平成24年度を初年度とする中期事業計画(3カ年計画)の検証・評価を行うとともに、平成26年度経営計画の策定に当たっては、経営の諸課題を抽出しながら、推進すべき施策等を検討しました。また、お客様のニーズを的確に把握するため「利用者アンケート」を実施し、その集計結果概要をホームページにて公表しました。

(10) 業務改革・改善による利便性向上と業務の効率化

紙文書と電子文書を一元的に管理できるソフトウェアを活用する等、保存文書の電子データ化を引き続き推進し、文書の減量化に取り組むとともに、文書保存・管理の一部について、専門業者への外部委託を進め、管理業務の効率化に努めました。

現行の東北ブロック電算共同化システムの安定稼働に努めたほか、次期電算システムについては、機種を決定し、平成27年度の本番稼働に向け、新システム検討委員会による移行作業に取り組みました。

5 外部評価委員会意見

当協会の「外部評価委員会」(古澤・内藤法律事務所 小野寺弁護士、東北税理士会 池田税理士、一般社団法人山形県中小企業診断協会 五十嵐中小企業診断士で構成)のご意見は、以下の通りです。

地域経済は、「アベノミクス」の効果もあり緩やかに回復傾向にあるものの、地域間・業種間によって依然格差が見られ、県内の中小企業・小規模事業者にとってその実感は必ずしも十分に浸透しているとは言えない状況です。

こうした中、信用保証協会の運営に当たっては、中小企業・小規模事業者の実態を十分把握し経営支援等への万全な対応に努めるとともに、景気動向など様々な環境変化に応じて、適時適切に対応していく必要があります。更には、県内企業数の減少や保証残高の減少を踏まえ、将来の協会経営のあり方を十分に見据える必要があります。このような視点で見た場合、全体的に適正な業務運営がなされており、特に、次に掲げる事項については評価できます。

まず第一に、円滑化法終了後の対応として、引き続き返済緩和等について柔軟に対応したことに加え、「政策保証推進キャンペーン」を展開し、国が推進する経営力強化保証や創業関連・創業等関連保証などの政策保証を活用して、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化に積極的に取り組んだ点です。

第二に、経営支援・事業再生支援について、「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」を活用し、関係機関との連携強化を図るとともに、「経営サポート会議」や「経営相談会」を実施する等、中小企業・小規模事業者のランクアップを支援するため積極的に取り組んだ点です。更には、国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の推進、山形県企業振興公社との連携強化、山形県中小企業診断協会と提携して協会独自の「専門家派遣事業」を創設する等、費用補助の拡充や経営支援の充実が図られています。

第三に、代位弁済が低水準で推移していることに加え、担保や第三者保証人のない求償権が増加していること等から、回収環境が厳しさを増している中、協会サービスとの連携やシステムの活用等による効率的な回収とその最大化に努めたことです。

第四に、中小企業診断士資格取得の推進等、職員の目利き能力の向上、人材育成を引き続き推進したことに加え、企業実態の的確な把握及び「顔の見える協会」として、利用拡大策の実践に努めたことです。

第五に、運営規律の強化を図るため、引き続き常勤理事会議、監事会を適時開催するとともに、個人情報保護管理について全職員を対象とした研修会の実施や、反社会的勢力のデータベース構築等の意欲的な取り組みが見られ、コンプライアンス態勢の強化も図られています。

第六に、業務の効率化・合理化に努めるとともに、経営基盤の強化に結びつく収支の確保、基本財産の造成を行っている点です。

このほか、業務全般について概括すると、2年連続で東北最多の保証承諾を行い、依然として高い水準の保証債務残高を維持したものの、その中には返済条件を緩和した中小企業・小規模事業者も多く、今後の動向が懸念されるところです。今後ともこれまで同様、中小企業・小規模事業者の動向を十分注視しながら、積極的な資金繰り支援の継続を期待します。

また、代位弁済は低水準で推移しているものの、延滞・事故案件に至るものについては、その管理徹底や早期対応により正常化を図るとともに、今後増加が懸念される代位弁済が必要な企業については、その適正化に努める必要があります。併せて、経営支援・事業再生支援について、「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」や「専門家派遣事業」等を活用し、中小企業・小規模事業者が早期に経営改善や事業再生に取り組めるよう引き続き積極的な取り組みを期待します。

最後に、中期事業計画及び年度経営計画に掲げる諸課題について、コンプライアンス・個人情報保護への対応をはじめとする運営規律の強化に努めつつ、電算システム移行の円滑な対応や業務の効率化を図るとともに、今後の人口減少、企業数減少の見込まれる中であって、商工関係団体等との連携強化を図り、保証利用企業数の拡大や、協会の更なる中小企業・小規模企業者への支援の充実を期待します。